

# **四條畷市制施行50周年記念事業 基本指針**

**平成30年5月**

**四條畷市**

## はじめに

四條畷市制施行50周年記念事業を市民と行政が協働で推進するにあたり、市民から提案された趣意書の趣旨に呼応し、市民と記念事業推進に向けた意見を交換するため、四條畷市制施行50周年記念事業推進に向けた懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置し、懇話会から記念事業の方向性等を取りまとめた「四條畷市制施行50周年記念事業基本構想」（以下、「基本構想」という。）が市長あて提出されました。

これを受け、基本構想をもとに、市としての基本的な考え方や基準等を加え、記念事業を具体的に推進するため、「四條畷市制施行50周年記念事業基本指針」を策定します。

### 【参考】協働の定義

「協働」とは、市民、ボランティア、NPO法人、市民公益活動団体、市民共益活動団体、地縁組織、事業者・企業、学校など（以下、「各主体」という）、地域社会を構成する各主体と行政、あるいは各主体どうしが、公益・公共サービスの提供や地域課題の改善・解決を図るといった共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、各々の特性や資源などを活かしつつ協力・連携してより大きな成果を創り出すことです。

また「協働」は、必ずしも“一緒に”活動するだけではありません。めざすべきところを共有のもと、それぞれの持ち場で成果を出していくという方法もあります。

さらに、「役割」と「責任」は、どこかから指示されるものではなく、各主体が自ら発見、定義していくことが大切であり、各主体の自主性、自律性が確立されれば、より創造的な関係が生まれます。

（「四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針」より抜粋）

## 1. 基本理念

四條畷市は、2020年7月1日に市制施行50周年を迎えます。

市制施行50周年は、半世紀という大きな区切りに当たり、記念事業の挙行を通じて、これまでの四條畷市の発展を支えてきた先人達の功績を称えながら、現在四條畷市に住んでいる市民一人ひとりの郷土愛のより一層の醸成を図ることはもちろん、本市の末永い発展に向け、次の半世紀を見据えた輝かしい未来へと繋ぐ転換点とすべく、継続性、発展性、将来性を兼ね備えたこれまでにない公民連携型事業の実施を通じて、市民と行政が新たな枠組みで手を携え、共に発展していく事ができる、新たなまちづくりのあり方を視野に入れた取組みを進めていきます。

## 2. 基本方針

---

基本理念の実現を図るため、次の項目を基本方針とします。

### I <協働> 市民が主役となって、行政と手を携え、市全体で祝います。

市民や団体、事業者など、市をかたちづくる人たちが、提案者、運営者、参加者となって、事業の主役となり、自立的な創意工夫が十分活かされるよう、行政と協働で事業を実施し、市全体で市制施行 50 周年を祝います。

### II <継続> 市民主体の取組みが持続、発展する事業をめざします。

事業の準備から実施に至る過程を通じて得られたノウハウを活かし、当該事業が根付き、発展するような仕組みを構築し、市制施行 50 周年以降も市民主体の事業が継続されることをめざします。

### III <愛着> 多くの市民が参加し、まちへの愛情を深め、誇りを高めます。

自然や歴史、文化など、四條畷が有する魅力を最大限に活かした事業を実施し、市の魅力の再認識につなげ、市民一人ひとりの郷土愛のより一層の醸成を図ります。

### IV <発信> 四條畷市の魅力を発信し、まちに人を呼び込みます。

市制施行 50 周年の節目を活かし、シティプロモーションを積極的に進め、本市の魅力を広く発信することで、多くの市民の参画を促すとともに、市の認知度を高め、四條畷の賑わいの創出につなげます。

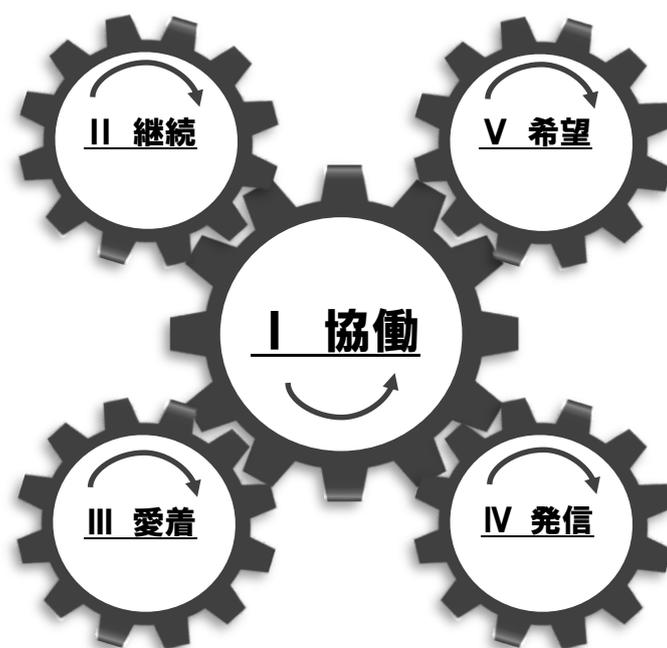
### V <希望> 次世代へ夢や希望をつなぎます。

次世代を担う子どもたちが、ずっと四條畷に住み続けたいと思うよう、ふるさとへの夢や希望を膨らませ、印象深い思い出として心に残る事業をめざします。

<イメージ図>

# SHIJONAWATE 2020

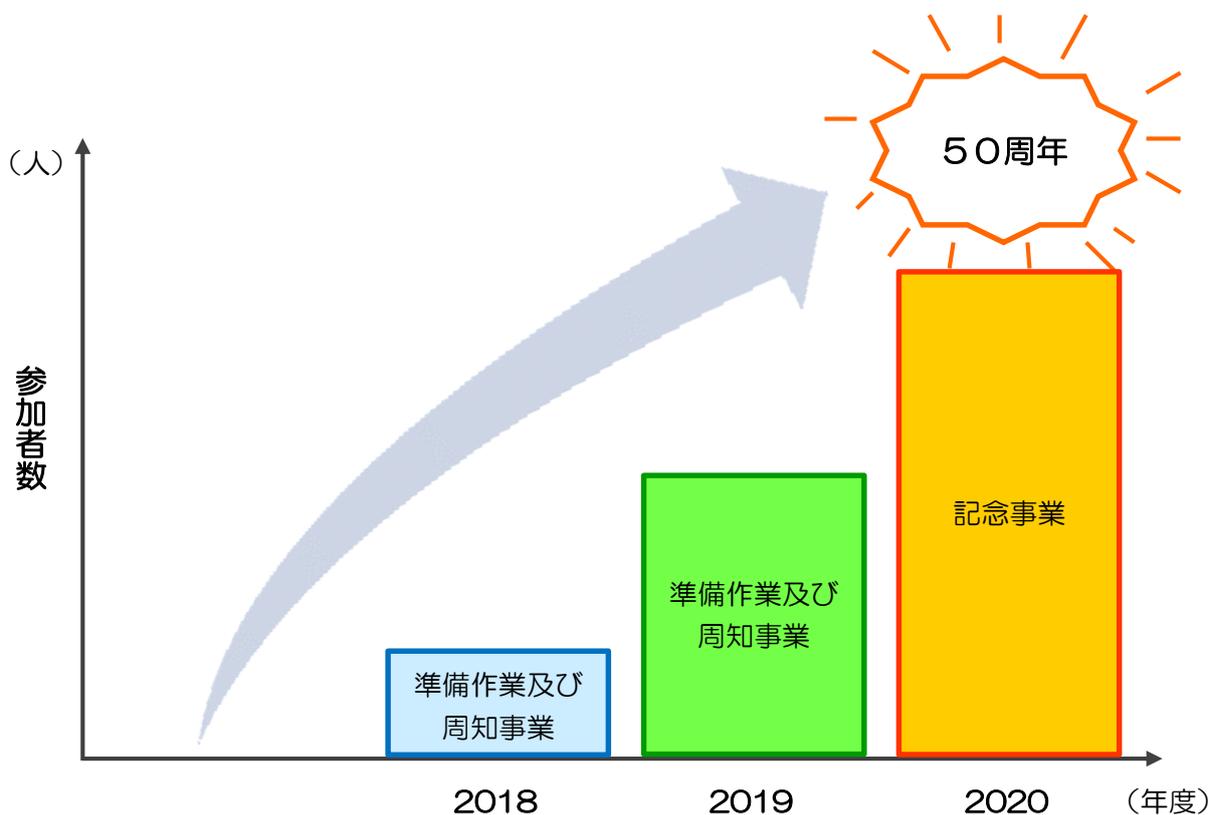
四條畷市制施行50周年



基本方針に沿う事業が互いに作用し連動することで、相乗効果を生み出します。

### 3. 市制施行50周年に向けた取組みの行程

市制施行50周年の2020年に完成形をめざし、2018年度から事業を実施します。年度を追うごとに盛り上がるような新たな要素を付け加えながら、参加者を呼び込み、事業の定着と発展を図ります。



## 4. 実施体制

事業を実施するにあたり、市と市民は協働で各種事業を進めます。市民は、市制施行50周年記念事業市民実行委員会や市民団体等として、主体的に事業を実施し、参画します。

### (1) 市主体の実施体制

#### ①市制施行50周年記念事業推進本部

記念事業の実施に関し、必要な事項を協議し、記念事業の円滑な推進を図ります。

【メンバー】市長、副市長、教育長、部長級職員 等

#### ②市制施行50周年記念事業プロジェクトチーム

庁内組織としてプロジェクトチームを設置し、記念事業の具体的な検討を行います。

【メンバー】庁内職員15名

### (2) 市民主体の実施体制

#### ①市制施行50周年記念事業市民実行委員会

市民実行委員会は、公募により選定した市民のグループが中心となり、事業の企画から、立案、運営まで自主的、主体的に実施します。市は市民実行委員会のメンバーではありませんが、市と市民実行委員会で、適宜情報交換を行いながら、それぞれの特性や資源等を活かし、連携して取組みを進めます。

市民実行委員会は、当初は公募時に市から選定された市民等が中心となりますが、その後は、市民実行委員会の自主性を尊重し、市民、団体、事業者等、さまざまな方が参画することができます。

市民実行委員会は、市からの報酬はなく、事業資金を自己資金、協賛金、収益などにより調達します。

#### ②各市民団体等

さまざまな市民団体等が自主的、主体的に基本方針に沿った事業を実施します。市は、市民団体等からの申込みに基づき、協力を行います。

## 5. 事業の構成

---

事業は以下の区分で構成します。基本方針に基づく事業を展開し、多くの市民等の参加を促します。

### (1) 市の事業

市制施行50周年に向けて、2018年度から2020年度までの間、継続的に基本理念に沿った準備作業や事業を行います。また、2020年度には、市制施行50周年を記念し、市民の皆さんや各界の来賓とともにお祝いの式典を挙ります。

- キャッチコピー、ロゴマークの作成
- 市史編さん
- 市主催イベントの冠付け
- 記念式典 等

### (2) 市民主体の事業

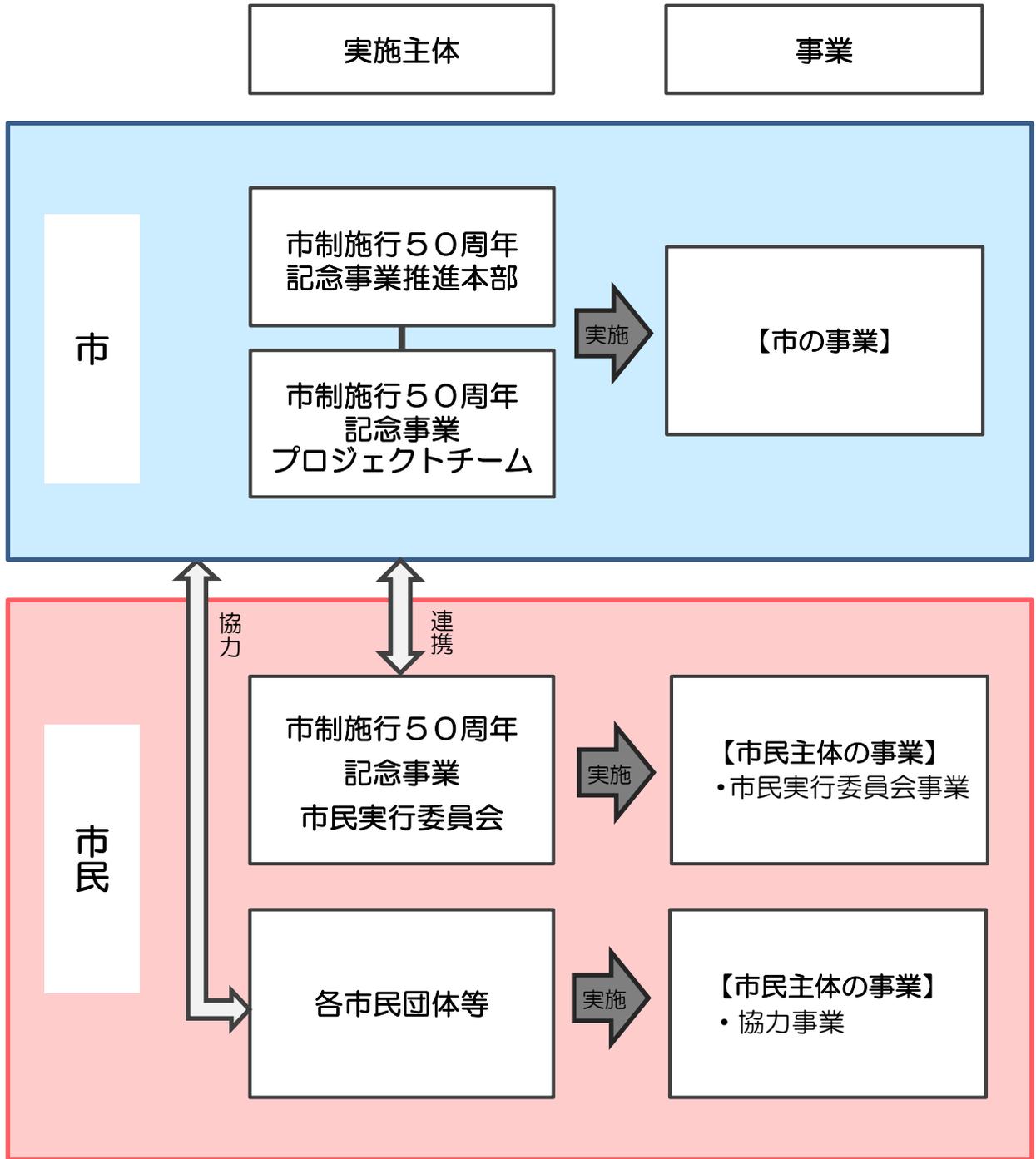
#### ①市民実行委員会事業

市制施行50周年記念事業市民実行委員会が、事業コンセプトを設定のうえ、コンセプトを達成する複数の事業の枠組みをつくり、2018年度から2020年度にかけて、市と連携（情報交換や、場所の提供、人的支援、公的な関係機関との協議・調整支援、広報周知等、必要に応じた協力）して、段階的に準備作業や事業を実施します。

#### ②協力事業

市民団体等が、市に対し事業の協力申込みを行い、市が基準を満たす事業を承認のうえ、協力（人的支援、公的な関係機関との協議・調整支援、広報周知等）して実施します。2018年度から実施します。

**【事業の推進体制図】**



## 6. 事業の認定方法

---

各事業は、次の方法により、認定します。

### (1) 市の事業

市制施行 50 周年記念事業プロジェクトチームで内容を検討のうえ、市制施行 50 周年記念事業推進本部において、協議、決定します。

### (2) 市民主体の事業

#### ①市民実行委員会事業

市民実行委員会が適宜市制施行 50 周年記念事業プロジェクトチームと意見交換を行いながら作成した事業計画をもとに、必要に応じ、連携内容について市制施行 50 周年記念事業推進本部において協議、決定します。

#### ②協力事業

市が別途定める要綱に基づき、協力の決定を行います。

## 7. 事業の基準

---

各事業は、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

### (1) 市の事業

- 1 基本方針に即していること。ただし、Ⅱ<継続>については、この限りではない。
- 2 市制施行 50 周年記念事業の一環として、新規または拡充して実施する事業であること。

### (2) 市民主体の事業

#### ①市民実行委員会事業

- 1 市制施行 50 周年記念事業市民実行委員会が主体的に企画から運営までを行い、自立した事業であること。
- 2 市が有する魅力を活かしながら、市民の郷土愛の醸成につながる事業であること。
- 3 公益性に配慮しつつ、地域活性化や市の知名度向上、魅力発信につながる事業であること。
- 4 その他、基本方針に即していること。

## ②協力事業

- 1 市民団体等が主体的に企画から運営までを行い、財政面において自立した事業であること。
- 2 市が有する魅力を活かしながら、市民の郷土愛の醸成につながる事業であること。
- 3 公益性に配慮しつつ、地域活性化や市の知名度向上、魅力発信につながる事業であること。
- 4 その他、基本方針に即していること。

## 8. 参考資料

---

### ①四條畷市制施行50周年記念事業推進に向けた懇話会開催経過

#### 第1回

平成30年1月25日（木）午後7時～ 四條畷市役所本館3階 委員会室

##### 【案件】

- 1 会長の選出
- 2 市制施行50周年記念事業の基本的な考え方について
- 3 市制施行50周年記念事業の進め方（案）について

#### 第2回

平成30年2月21日（水）午後7時～ 四條畷市役所東別館2階 201会議室

##### 【案件】

- 1 市制施行50周年記念事業基本構想（案）について

#### 第3回

平成30年3月29日（木）午後7時～ 四條畷市役所東別館2階 201会議室

##### 【案件】

- 1 四條畷ヒルクライムデュアスロン大会の協力依頼について
- 2 市制施行50周年記念事業の実施体制について
- 3 今後のスケジュールについて

#### 第4回

平成30年4月16日（月）午後7時～ 四條畷市役所東別館2階 201会議室

##### 【案件】

- 1 実行委員会事業の実施体制について
- 2 基本構想（案）について

#### 第5回

平成30年5月21日（月）午後7時～ 四條畷市役所東別館2階 201会議室

##### 【案件】

- 1 基本構想について
- 2 懇話会の今後のあり方について
- 3 周年記念事業について

## ②四條畷市制施行50周年記念事業推進に向けた懇話会設置要綱

(設置)

第1条 「四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針」に沿って、協働を基調としたまちづくりを進めるなか、四條畷市制施行50周年記念事業を市民と行政が協働で推進するにあたり、市民から提案された趣意書の趣旨に呼応し、市民と記念事業推進に向けた意見を交換するため、四條畷市制施行50周年記念事業推進に向けた懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について検討し、その結果を市長に提案する。

- (1) 市制施行50周年記念事業の事業展開の方向性等に関すること。
- (2) 市制施行50周年記念事業の組織体制に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市制施行50周年記念事業の検討に必要な事項。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、別紙1に掲げる者と四條畷市制施行50周年記念事業プロジェクトチームをもって組織する。

- 2 懇話会に会長を置き、委員の互選で選出された者がこれに当たる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 懇話会の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第4条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、四條畷市制施行50周年記念事業プロジェクトチームにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月25日から施行する。

[別紙1]

木又 誠次
谷口 智則
竹内 達哉
堀 潤治
中村 淳志

### ③四條畷市制施行50周年記念事業プロジェクトチーム名簿

所属	氏名
総合政策部長兼調整監	藤岡 靖幸（委員長）
総合政策部魅力創造室課長兼主任	中西 典子（副委員長）
市民生活部地域協働課主任	宇都宮 彰男（副委員長）
総合政策部魅力創造室主査	川崎 有紀
総務部総務課	矢倉 賢士
総務部税務課課長代理	川上 正
市民生活部地域協働課	山本 悟己
市民生活部産業振興課	落 あさひ
都市整備部建設課主査	柳生 駿祐
都市整備部都市計画課主査	永山 和也
子ども未来部子ども支援課	井上 裕可
健康福祉部障がい福祉課	松井 久典
田原支所	楠 康平
教育部学校教育課	甫田 衣未花
教育部生涯学習推進課	花田 僚助

## ④四條畷市制施行50周年記念事業プロジェクトチーム開催経過

### 第1回

平成29年11月28日（火）午後3時～

市役所東別館2階 201会議室

#### 【案件】

- 1 これまでの周年記念事業の概要について
- 2 四條畷市制施行50周年記念事業のコンセプトについて
- 3 今後のスケジュールについて

### 第2回

平成29年12月22（金）午前9時30分～

市役所本館2階 ミーティングルーム

#### 【案件】

- 1 周年事業調べの報告
- 2 市民からの趣意書及び今後の進め方について意見交換

### 第3回

平成30年1月19日（金）午前11時～

市役所本館3階 委員会室

#### 【案件】

- 1 記念事業の実施体制について

### 第4回

平成30年2月13日（火）午後3時～

市役所本館2階 ミーティングルーム

#### 【案件】

- 1 基本構想（案）について
- 2 第2回四條畷市制施行50周年記念事業推進に向けた懇話会について

### 第5回

平成30年3月14日（水）午前10時～

市役所東別館2階 203会議室

#### 【案件】

- 1 推進体制について

### 第6回

平成30年5月21日（月）午後4時～

市役所本館2階 ミーティングルーム

#### 【案件】

- 1 基本構想の提出について

- 2 基本指針の策定について
- 3 協力事業について
- 4 今後の懇話会のあり方について

## ⑤四條畷市制施行50周年記念事業推進本部設置要綱

(設置)

第1条 四條畷市制施行50周年記念事業を総合的かつ効果的に推進するため、四條畷市制施行50周年記念事業推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)四條畷市制施行50周年記念事業に関すること。
- (2)その他記念事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者及び市長が特に指名する者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を総理し、本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議事を運営する。

- 2 推進本部の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 本部長は、必要があると認めたときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は四條畷市制施行50周年記念事業プロジェクトチームにおいて処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

別表 1

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 教育次長 危機統括監 マーケティング監 総合政策部長 総務部長 総務部参事 市民生活部長 都市整備部長 子ども未来部長 健康福祉部長 田原支所長 教育部長 議会事務局長

## ⑥四條畷市制施行50周年記念事業推進本部開催経過

### 第1回

平成30年4月12日（木）午後2時～ 四條畷市役所東別館2階 201会議室

#### 【案件】

- 1 市制施行50周年記念事業の進め方について
- 2 四條畷ヒルクライムデュアスロン大会の協力依頼について
- 3 今後のスケジュールについて

### 第2回

平成30年5月11日（金）午後2時～ 四條畷市役所本館2階 ミーティングルーム

#### 【案件】

- 1 市制施行50周年記念事業基本構想の提出について（報告）
- 2 市制施行50周年記念事業基本指針（案）の確認について（協議）

### 第3回

平成30年5月17日（木）午後2時～ 四條畷市役所東別館2階 201会議室

#### 【案件】

- 1 市制施行50周年記念事業基本指針（案）の確認について（協議）
- 2 市制施行50周年記念協力事業に関する要綱（案）の確認について（協議）